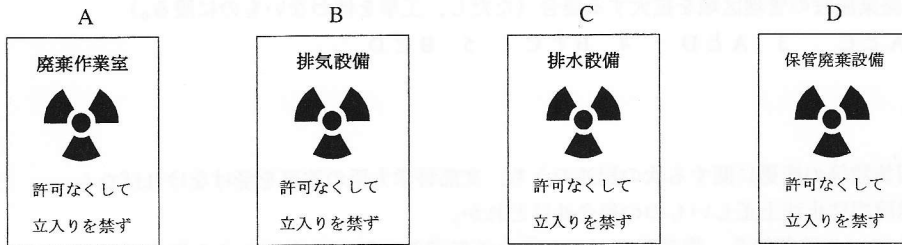


法令 No.4 施設基準

第54回(2009年)

問4 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ ④ CDのみ 5 BCDのみ

問5 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
 B 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。
 C 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素等の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
 D 作業室は、その主要構造部等を耐火構造とし、その開口部には、建築基準法施行令に規定する特定防火設備に該当する防火戸を設けること。

- ① ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問6 廃棄施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素を使用する場合には、必ず、排気設備を設けること。
 B 焼却炉は、必ず、排気設備に連結された構造とすること。
 C 放射性同位元素等をコンクリートその他の固型化材料により固型化する場合には、必ず、固型化処理設備を設けること。
 D 焼却炉の焼却残渣の搬出口は、必ず、廃棄作業室に連結すること。

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ ④ BCDのみ 5 ABCDすべて